

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	西尾市

西尾市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 西尾市産業部農水振興課
所在地 愛知県西尾市寄住町下田22番地
電話番号 0563-65-2136
FAX番号 0563-57-1322
メールアドレス nousui@city.nishio.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カモ類（ヒドリガモ、カルガモ、スズガモ、キンクロハジロ）、カワラバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、イノシシ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	愛知県西尾市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス類	水稻	300a 3,583 千円
	果樹	162a 13,392 千円
イノシシ	水稻	31.4a 106 千円
合計		17,081 千円

（令和5年 西尾市農林水産関係鳥獣被害調査より）

※ カモ類、カワラバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマの被害額の報告なし。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【カラス類】 市内全域で農作物被害が発生する。4、5月には水稻の苗の抜き取り被害、6～10月には梨及び柿への食害が集中する他、畑作物への食害及び農漁業用ハウスの損壊被害が通年で散見される。咬傷による家畜の傷害、エサの汚染など畜産における被害も報告がある。</p> <p>【その他鳥類】 その他鳥類による被害は軽微である中、南部の近海におけるカモ類による海苔の食害が目立つが、魚による食害と混同されるため、被害額の集計がなされない。</p> <p>【イノシシ】 吉良・幡豆地区の山間部において、令和元年度から被害報告の件数が増加している。サツマイモなどの畑作物への食害、農地の掘り起こしが</p>

通年で散見され、収穫期の水稻の踏み倒し被害も発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
カラス類	462a	16,975 千円	450a	15,000 千円
イノシシ	31.4a	106 千円	25a	30 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【有害鳥獣捕獲業務】</p> <p>市から猟友会に有害鳥獣捕獲業務（銃による捕獲）を委託している。</p> <p>○捕獲期間 5～10月中に延べ12日間</p> <p>○実施方法 日曜早朝に十数名で指定地域にて一斉に実施</p> <p>【捕獲檻の設置】</p> <p>小動物用捕獲檻1台、カラス類の捕獲檻1台及びイノシシ捕獲檻を3台所有。必要に応じて、猟友会へ管理等を委託し、捕獲檻を設置している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・害鳥に対し被害抑制効果の高い時期と場所を考慮した捕獲方法での実施が必要である。 ・害鳥の生息数を減少させるほど捕獲することは困難である。 ・捕獲場所が海上となるため、海苔を食害するカモ類の捕獲が困難である。 ・高齢化等による猟友会員の減少に伴い、捕獲事業従事人数の確保が困難になりつつある。 ・有害鳥獣の捕獲率を上げるためには、檻の設置場所や捕獲期間、エサの管理等の運用方法の改善が必要である。 ・一部地域で散発する獣害の原因となる有害獣の生息数を減少させるほど捕獲することは困難であり、対処捕獲に留まっている。
防護柵の設置	<p>【ネット、テープ等】</p> <p>市による設置はなし。農漁業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広大な圃場すべてに、防鳥ネット

等に関する取組	<p>者個人で防鳥ネット等の設置や爆音機の使用を行っている。</p> <p>【防護柵の設置】 市による設置はなし。農家個人で防護柵等を設置している。令和5年度より市はイノシシに対する防護柵の設置費用の補助を行っている。</p>	<p>トやテープの設置は困難であり、爆音機は騒音公害に繋がる可能性があるため設置場所が限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護効果を高めるため、放置農作物の撤去など、圃場の環境整備を呼びかける必要がある。 ・一部の地域で散見される程度であった獣害であるが、特にイノシシによる被害報告が増加しており、被害地域においては早急に防護柵を設置する必要がある。
生息環境管理その他の取組	<p>【藪の刈り払い、未収穫作物の回収、ごみの処分等】 イノシシによる被害が報告される地域において、藪の刈り払い、未収穫作物の回収、ごみの回収等を行うよう啓発する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシによる被害が報告される地域においては、刈り払いが実施される一方で、周辺住民の生ゴミの放置が散見される。農家のみが努力するのではなく、集落全体での防除対策が実施できるよう、地域の当事者意識や地域内での連携が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>【鳥害】 ・農作物の放置を避けるなど、害鳥を誘わない圃場管理を徹底するよう呼びかける。 ・被害状況を聞き取り、作物毎の被害拡大時期に合わせた銃による捕獲を継続実施し、効果的な被害の軽減を図る。</p> <p>【獣害】</p>

- ・農作物の放置を避けるなど、害獣を誘わない圃場管理を徹底するよう呼びかける。
- ・イノシシによる被害に対しては、わな又は銃による捕獲及び防護柵の設置を推進し、圃場への侵入を防止することにより被害の軽減を図る。
- ・西尾市鳥獣害対策協議会として、特にイノシシによる被害の多い地域において、有害鳥獣捕獲事業及び生息環境管理事業を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・農業団体は、被害発生状況などの情報収集を行い、捕獲要望書にまとめて提出する。
- ・市は提出された捕獲要望書を取りまとめ、鳥獣捕獲等実施計画を作成する。計画に沿った捕獲業務を西尾市猟友会に委託し、鳥獣捕獲等許可を申請する。
- ・西尾市猟友会は、捕獲に際し十分な人員を参加させ、短時間で効果的な駆除を実施する。
- ・西尾市鳥獣害対策協議会は、鳥獣捕獲等許可を申請し、農業者等から捕獲依頼があった場合にはわな等を用いて捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	カラス類、カモ類、カワラバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、イノシシ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ	農業団体と協議の上、鳥獣捕獲等実施計画を作成する。
7	同上	同上
8	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
前年度の有害鳥獣捕獲実績を基に推定値により設定する。 【鳥類】 鳥類の銃による捕獲は、住居地に近い場所など安全を優先できない場所での実施は行わないため、捕獲数の大幅な増加を求めない。 【獣類】 獣類の捕獲は、当面、対処捕獲のみとする。ただし、イノシシについては捕獲を強化する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度	7年度	8年度
カラス類	200羽	200羽	200羽
カモ類	10羽	10羽	10羽
カワラバト	10羽	10羽	10羽
イノシシ	25頭	25頭	25頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【鳥類】 鳥獣捕獲等実施計画に沿って、銃による捕獲を実施する。 農業団体員にも捕獲当日の立ち会いを求め、情報共有を行う。 【獣類】 必要に応じてわな及び銃による捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の

実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	カラス類、カモ類、カワラバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、イノシシ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	6年度	7年度	8年度
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ	藪の刈り払い、未収穫作物の回収、ごみの処分等の実施の励行
令和7年度	イノシシ	同上
令和8年度	イノシシ	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる

おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西尾市環境保全課	家屋等への被害に対して箱罾を貸し出す
西尾市農水振興課	農業被害に対して有害鳥獣捕獲の実施を西尾市猟友会に委託する
西尾市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設において、原則「焼却処分」とする。イノシシに関しては施設での焼却以外に、現場での埋却及び自家消費を行う場合がある。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉として自家消費する場合は、不適切な状態の個体は廃棄し、十分な加熱調理を実施するなど衛生管理に留意する。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角)	該当なし

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
----------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
西尾市鳥獣害対策協議会	
構成機関の名称	役割
愛知県西三河農林水産事務所農政課	農作物被害対策に係わる指導・助言
西尾市農業委員会	農業被害情報の提供、対策の提案
農地利用最適化推進委員(被害地区)	農業被害情報の提供、対策の提案
西三河農業協同組合	農業被害情報の提供、対策の提案
愛知県農業共済組合	被害状況の提供、対策の提案
西尾市猟友会	有害鳥獣捕獲、対策の提案
西尾市環境保全課	被害状況の提供、対策の提案
西尾市農水振興課	事務局として協議会の運営、農業被害情報の収集

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西三河県民事務所環境保全課	情報の収集、生息状況等の情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

将来的には被害地域において有害鳥獣管理に関して研修を実施する等、被害地域住民に対する普及啓発も実施していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

先進的な被害防止策の試験的導入を検討し、効果的であれば普及への支援を行う。

農協の生産者部会、地区の生産組合などにおいて、自らが主体となり、被害防止策を実施する体制整備を行う。

農作物被害の原因となる鳥類は、移動範囲が広いため、捕獲効果を上げるために、隣接市町との同日駆除などの連携を協議する。

生物の多様性の確保に留意し、その数が著しく減少している鳥獣又はそのおそれのある鳥獣については、その保護が図られるよう十分に配慮する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。